

福島市雨よけハウス等導入支援事業実施要領

第1 事業の趣旨

果樹産地として全国的にも評価の高いモモなどの主要品目の生産・品質の確保を図るため、裂果防止や病害虫防除等において効果のある雨よけハウス等の果樹栽培施設の新設・更新を支援し、産地としてのブランド力のさらなる向上を図る。

なお、当事業の交付にあたっては、福島市補助金等の交付等に関する規則（平成14年規則第20号。以下「規則」という。）、福島市農業振興事業補助金等の交付に関する要綱（以下「要綱」という。）及びこの要領に定めるところによる。

第2 事業の内容等

本事業は、果樹栽培施設等の新設・更新をすることにより、果樹産地として生産・品質や作業効率や安全性等の向上が図られる場合、施設整備費用の一部を補助する。

第3 対象者

本事業の対象者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たしているものとする。

- 一 耕作権をもつ福島市内に住所を有する販売農業者であること。
- 二 法人の場合は、農地所有適格法人であること。
- 三 納税義務を果たしていること。
- 四 国・県並びに農業者団体等の施策等と重複申請でないこと。
- 五 農業共済制度に加入している又は加入予定であること。

第4 補助対象

補助対象の果樹栽培施設は、次の要件をすべて満たしているものとする。

- 一 市内の樹園地に設置される場合であること。
- 二 裂果や病害虫の被害低減に効果のある雨よけハウスやナシ棚等の生産性向上のための施設。
- 三 補助対象事業費30万円以上の事業であること。

第5 補助額

補助金の交付額は、予算の範囲内で施設整備・更新費用（防風ネットなど付帯設備等を含む。ただし、更新における撤去経費は含まない。）の1/3以内とする。ただし、上限は150万円とする。

第6 補助金等の交付申請

補助金の交付を受けようとする者は、規則及び要綱に定める補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

第7 補助金等の交付決定

市長は、当該交付申請内容が適当と認めたときは、補助対象者を決定し通知するものとする。

- 2 評価にあたっては専門的な知識を必要とすることから、関係機関等に対して意見を求めることができる。
- 3 本事業において補助金の交付を受けた者は、設置した施設等について、善良な管理のもと目的に沿った利用を行わなければならない。

第 8 事業実施期間

本事業の実施期間は、原則として事業を承認した年度の別に定める期間とする。

第 9 事業完了報告

補助金の交付金を受けた実施主体は、事業が完了した場合すみやかに事業実績報告書を提出し、事業内容にかかる領収書等の必要書類を添付するものとする。

第 10 財産の処分の制限

規則第 20 条第 1 項において市長が定める当該事業に係る財産の処分の制限の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で規定する耐用年数とする。

第 11 その他

この要領に定めることのほか事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

対象者	福島市内に住所を有する販売農業者
補助対象	<p>1 栽培用雨よけハウス（ハウス付帯設備含む）</p> <p>（1）設置するパイプハウスについては、「園芸用施設安全構造基準（暫定基準）」「園芸用鉄骨補助パイプハウス安全構造指針」又は「地中押し込み式パイプハウス安全構造指針」により、地域の立地条件に即した構造耐力を有するものであること。</p> <p>（2）事業実施主体以外の者に貸し付けるパイプハウスの導入においては、地域の3戸以上の農業者へ貸し付ける場合に限る。</p> <p>（3）パイプハウス設置後は、園芸施設共済に加入すること。</p> <p>2 ナシ棚等</p> <p>3 その他果樹栽培施設</p> <p>（1）作業効率・安全性の向上が見込まれる省力化施設で、汎用性が低い施設</p> <p>（2）その他、品質向上や省力化が期待できる果樹栽培施設</p>
補助率	<p>予算の範囲内で補助対象の導入もしくは更新に要した経費の3分の1（1,000円未満切り捨て）とし、1,500,000円を限度とする。</p>
留意事項	<p>1 補助対象について</p> <p>（1）既存施設の撤去費用は補助対象には含まない。</p> <p>（2）国と県の講じている施策等との重複申請でないこと。</p> <p>（3）補助対象に記載のない施設等を導入する場合であって、市長が特に必要と認める場合は、その施設等を導入することができる。</p>